

判決年月日	平成25年1月31日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成24年（行ケ）第10126号		
<p>○ 審決が認定した周知技術が認められず，その存在が認められたとしても，これを引用発明に適用する動機付けがなく，引用発明が本来意図している目的を困難ならしめ，解決しようとする課題の解決をも期することができなくなるものであるため阻害要因があるとして，発明の名称を「大型ディーゼルエンジン用潤滑システム」とする特許出願に係る拒絶査定不服審判請求の不成立審決が取り消された事例</p>			

（関連条文）特許法29条2項

本件は，原告が，発明の名称を「大型ディーゼルエンジン用潤滑システム」とする特許出願に対する拒絶査定不服審判請求についてされた請求不成立審決の取消しを求める事案である。

本件審決の理由は，要するに，①本件補正発明は，引用例に記載された発明及び周知技術に基づいて，当業者が容易に発明することができたものであり，特許法29条2項の規定により，独立して特許を受けることができないから，本件補正を却下すべきであり，②本願発明も，同様の理由で，当業者が容易に発明することができたものであるから，同項の規定により，特許を受けることができないというものである。なお，本件審決は，本件補正発明と引用発明との相違点3（オイル噴射ノズルが，前記ノズルが取り付けられるリング領域において，オイルミストを各ノズルが噴射するように構成され取り付けられることに関し，本件補正発明においては，「霧化ノズル」が「近接して位置するシリンダ壁領域のノズルよりも高い位置に衝突するように」オイルミストを各ノズルが噴射するように構成され取り付けられているのに対し，引用発明においては，小形ノズルがそのように構成されているかどうか明らかでない点）については，引用発明に周知例5ないし7に基づき認定した周知技術3（シリンダ潤滑システムを備えるディーゼルエンジンにおいて，近接して位置するノズルよりも高い位置に潤滑油を噴射すること）を適用して本件補正発明の構成を想到することが容易であると判断した。

取消事由は，本件補正を却下した判断の誤りである。

本判決は，相違点3について，以下のとおり判示するなどして，本件審決を取り消した。

「周知例5は，本件審決がというような近接して位置するノズルよりも高い位置にシリンダ油を噴射することまでをも意図したものではないから，周知例5によって，周知技術3を認定することはできない。

…周知例6における注油装置は，前記周知例5に記載された蓄圧器内圧とシリンダ内圧

との圧力差によって作用する注油装置と同じであり、また、注油孔の構成も、周知例 5 記載の技術における注油孔と同様のものと認められるので、その注油孔の作用も、周知例 5 と同様のものであると解される。

そうすると、周知例 6 は、周知例 5 と同様に、これにより周知技術 3 を認定することはできない。

…以上のおおりに、周知例 5 及び 6 によって、周知技術 3 を認めることはできない。

なお、…周知例 5 及び 6 記載の技術は、引用発明の解決しようとする課題を有する従来技術そのものと認められるから、上記従来技術の注油装置の機序を前提とした構成を引用発明に採用する動機付けがない。」

「周知例 7 は、「近接して位置するノズルよりも高い位置に潤滑油を噴射すること」の可能性があると止まるものであって、注油噴霧を行うことも、スワールによるシリンダ油の運搬が行えるように燃焼室にシリンダ油を供給することを意図したものでない。

以上のおおりに、周知例 7 により周知技術 3 の存在が認められたとしても、相違点 3 に係る構成を示唆するものではないから、これを引用発明に適用する動機付けがない。

しかも、…引用発明は、ピストンリングが注油孔を通過する時のみ注油孔からシリンダ油が吐出され、潤滑油がピストンリングに直接当たることによる潤滑を意図したものであって、直接潤滑に対して副次的に生じるスワールによる潤滑作用があったとしても、直接潤滑に代わり得るものではない。そうである以上、引用発明において、注油噴霧をスワールにのって円周方向に移動するために、ピストンリング上ではなく、シリンダ内のスワール中に噴霧することは、引用発明が本来意図している直接潤滑を困難ならしめ、解決しようとする課題の解決をも期することができなくなるものであって、引用発明において近接して位置するノズルよりも高い位置に潤滑油を噴射することには、阻害要因がある。」

「以上のおおりにあるから、引用発明に周知技術 3 を適用して相違点 3 に係る本件補正発明の構成を想到することが容易であるとした本件審決の判断は、誤りである。」